



(公財) 青少年育成福井県民会議会費へのご寄付・会費について

(個人用)

当法人へのご寄付・会費は、税制上の優遇措置が認められています。(条例指定団体) 確定申告により、税額控除が受けられますのでご利用ください。

1. 所得税について

(寄附金 - 2千円) の額が当該年の所得から控除されます。

概ね、【(寄附金額 - 2千円) × 所得税の税率】の所得税の軽減になります。

※所得からの控除は所得金額の40%相当額が限度です。

2. 個人住民税について

(寄附金 - 2千円) × 10%の額(県民税4% + 市町民税6%)が控除されます。

※税額控除の対象は、寄附金の合計額のうち総所得金額等の30%以下の額までです。

※ご寄付いただいた翌年の1月1日現在 福井県内に住所のある方が対象です。

3. 寄附金税額控除を受けるには

期間中に所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と住民税の税額控除の両方を受けることができます。

① 確定申告書A 第二表の左下(抜粋)

○住民税に関する事項

同一 生計 計	氏名	性別	生年月日	別居の場合の住所	
	個人番号				
～ 省 略 ～					
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分 (特別控除対象)	円	条例 指定分	都道府県	円
	住所地の共同募金会、日本 支部、都道府県、市区町村 分(特別控除対象以外)			市区町村	
別居の控除対象配偶者、控除対象 扶養親族の氏名・住所		氏名	住所		

寄附金税額控除 条例指定分の都道府県・市区町村の欄それぞれに、寄付(会費)額をご記入ください。

② 確定申告書B 第二表の下(抜粋)

○住民税・事業税に関する事項

同一 生計 者	氏名	個人番号	給与、公的年金に係る 所得以外.....	給与から 差引き
				百分で 納付
住民 税	1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族 の 配 当 に 関 する 住 民 税 の 特 例	都道府県、 市区町村分	寄 付 金 税 額 控 除	円
		住所地の共同募 金会、日本支部		指 定 分
		都道府県	指 定 分	
		市区町村	指 定 分	

③ 申告には、県民会議が発行する「領収書」(振込の場合 振込金受取書)が必要です。

※確定申告をしない方で、個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする場合は、ご寄付いただいた翌年の1月1日現在お住まいの市町へ「道府県民税・市町村税 寄附金税額控除申告書」と県民会議発行の会費の「領収書」を提出してください。



県民会議へのご支援をよろしくお願いいたします。

